

金融・証券税制の見直し案（全体像）

	15.1	16.1	20.1	
上場株式等の譲渡益	源泉分離課税 or 申告分離課税(26%)	10% 所得税: 7%の源泉徴収 (申告不要) 住民税: 3%の賦課決定 (注)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)

※ 15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用

(注) 15年1～3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う

	15.4	16.1	20.4	
上場株式等の配当 (大口以外)	原則総合課税	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 10%、住民税: 非課税)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

	16.1	20.4	
公募 株式投資信託	20%の源泉分離課税 (所得税: 15%、住民税: 5%)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)
	<償還(解約)損の通算不可>	償還(解約)損と株式譲渡益との通算可	

(注) 16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可